

平成29年第9回宮古島市農業委員会総会議事日程

1) 会議の日時 平成29年9月22日 金曜日 13時30分
会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 委員数 27名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名員の指名について

16番 下地 泰斗 17番 玉元 正助

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権貸借)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第5号 非農地証明交付申請の承認について

日程第7 その他

平成29年第9回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成29年9月22日 金曜日 13時30分から16時06分
2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室
3. 出席委員 (27人) 委員数 (29人)
4. 欠席委員 (2人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇 盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		○	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		○	13	下地 博和		○	23			
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	平良 光成		○
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		欠	25	川満 盛幸		○
6	仲里 敏夫		欠	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		○
10	瑞慶覧 健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

5. 議事録署名委員

議 長 野 崎 達 男

16番委員 下 地 泰 斗 17番委員 玉 元 正 助

6. 職務のために出席した者の氏名

局 長 下 地 明 次 長 上 地 寿 男 農地係長 川 満 邦 弘
 農政係長 下 地 一 史 主任主事 伊 良 部 哉 主任主事 上 原 み ち 子

開 会 13時30分

閉 会 16時06分

議長 ただ今から、平成29年第9回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は26名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。本日、3名欠席の旨通知がありましたのでご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、16番下地泰斗委員、17番玉元正助委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部哉氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思っておりますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は10件でございます。
まず、受付番号1番から10番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から10番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から10番までは、議案書11ページから20ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

3番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、西中公民館南側に位置し、道路を挟んで東西に分かれています。現在は雑木林になっていますが、基盤整備も始まるということで伐開する予定です。今後はさとうきび栽培の規模拡大を図る予定です。

7番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、狩俣集落向け、狩俣中学校グラウンド手前を左折したところに位置し、現在はさとうきびの夏植えがされていました。

10番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、沖縄電力向け、仲宗根アルミを過ぎた交差点を右折、約100メートル先三叉路を左折し約200メートルに位置し、現地調査時はさとうきび収穫後そのままの状態でした。申請人は兼業農家で、土日を利用して農業に従事しており経験も豊富です。

11番委員 受付番号4番から6番について、現地調査の結果を報告いたします。

4番と5番は関連しますので、まとめて説明いたします。

申請地は、地盛にある「栄寿園」西側約300メートルに位置し、道路を挟んで南北に分かれています。面積は若干違いますが、姉妹間の交換ということです。5番の申請地は現在さとうきびが作付けされていました。4番の申請地はほぼ休耕地状態で、周囲を防風林等で囲まれているのですが、伐採して今後畑として使用することです。

6番の申請地は、JA上野給油所信号を平良向け進むと、上野小中学校へ向かう県道と交差します。交差点約200メートル手前を左折し南へ約600メートル進んだ右側に位置します。現在は今期収穫予定のさとうきびが作付けされていました。申請人は4年以上農業に従事し、今後もさとうきび栽培の規模拡大を図る予定です。

12番委員 受付番号7番・8番について、現地調査の結果を報告いたします。

7番の申請地は、城辺新城集落に向かう手前の通称「おっばい山」東側に給水ポンプがあり、道路を挟んで北側に位置します。申請人はUターン者で、さとうきび栽培を始める予定ですが、父親が畜産業を営んでおり、それを継承し複合経営をしていくとのこと。

8番の申請地は、新城海岸交差点から西向け約500メートル左手に位置し、砕土されていました。申請人は機械化農業をしており、今期も1,000トン以上の収穫高があり優良農家です。

18番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、城辺福東団地西隣に位置し、さとうきび栽培の規模拡大を図る予定です。

29番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、市営入江団地東側約400メートルに位置し、現在は葉たばこ収穫後で、周辺は住宅やさとうきび畑が広がっていました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から10番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」についてを議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は2件でございます。まず、受付番号11番から12番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号11番から12番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号11番から12番までは、議案書21ページから22ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号11番・12番について、現地調査の結果を報告いたします。

11番の申請地は、成川集落から北へ約1キロメートルに位置し、周辺農地は全て整備事業済みで、現場確認の際は耕起されておりカボチャの植え付けの準備がされていました。

12番の申請地は、城辺線沿い、農業試験場東側看板から約200メートルに位置し、現在は磁気探査中でした。今後はきちんと耕起してカボチャの植え付けをする予定です。野菜作とありますが、大規模なカボチャ栽培の生産法人です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号11番から12番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題としますが、3番：砂川博一委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。関係議案の終了後に入室・着席をお願いします。

それでは、改めまして事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は10件でございます。

まず、受付番号13番から22番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号13番から22番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号13番から22番までは、議案書23ページから32ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号13番から22番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議長 3番委員の入室・着席を認めます。

次に日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題としますが、11番：芳山辰巳委員、12番：川満里志委員、17番：玉元正助委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制

限」により、一時退席をお願いします。関係議案の終了後に入室・着席をお願いします。それでは、改めまして事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は13件でございます。
まず、受付番号1番から13番までの説明をいたします。

【議案第2号、受付番号1番から13番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号1番から5番について、現地調査の結果を報告いたします。

1番の農地の所在は、久松内、松原団地から市内向け下った十字路を徳洲会病院向け曲がると中間あたりにあるオレンジのポールを左折したところに位置し、現在は伐開されています。現地確認時は、合歓の木等が生い茂り遊休地状態でした。草地在りないということで今後は牧草地にする予定です。現在は畜産経営ですが、ヤギの導入も図っていききたいとのことです。

2番の農地の所在は、松ヶ原ゴルフ場から下地向け、三叉路を過ぎた最初の草地の裏手に位置し、こちらも合歓の木等が生い茂り遊休地状態でまだ伐開されていませんでした。今後は申請人が伐開し使用する予定です。

3番の農地の所在は、市内から西辺向け、ナリフク方面に曲がると土地改良地区があり、その一角になります。現地確認時はさとうきび収穫後で、株が少しありましたが全部すき込むとのことでした。一部はさとうきびの春植えが植えられていました。

4番と5番の農地は隣り合っていますので、一括して説明します。

農地の所在は、伊良部高校から白鳥方面へ行くと左側に現在土地改良中の一帯があり、長浜集落向け整備済み2工区内に位置します。現地調査時はすき込まれて砕土されていましたが、現在は一部さとうきびが植えられていました。申請人は、カボチャ、オクラ、さとうきび等多種にわたり生産している優良農家です。5番の申請人は、ご存じのように農業委員としても頑張っております。

4番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、高野集落北側に一周道路があります。高野集落から東向け、一周道路沿い約300メートル行った南側の草地になります。申請人は新規就農者で、カボチャ栽培を手がけていきたいとのことです。

29番委員 受付番号7番・8番について、現地調査の結果を報告いたします。

7番の農地の所在は、空港から下地線向け行った信号を右折し約300メートル左手に位置します。現在は葉たばこ収穫後で整地されてきました。

8番の農地の所在は、山中公民館南側道路を西向け約100メートルに位置し、現在は葉たばこ収穫後で整地されてきました。

7番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。

こちらは大きく分けて3つになります。

農地の所在（池田原、中之原）は狩俣漁港近くに、（川瀬原、中山原、白川原）は海中公園近くに位置します。（山原）は野田集落から狩俣集落向け約500メートル行ったところにあるマンゴーハウス向かいに立っている宮古島まもる君の南側に位置します。（石川原）は狩俣集落南側

に位置しています。現地確認時は、葉たばこ収穫後でロータリー耕されていました。兄妹間の利用権設定です。

9番委員 受付番号10番から12番について、現地調査の結果を報告いたします。

10番の農地の所在は、下地小学校向かいのロータリーを挟んで、東に（ハシモト）、西に（タケアラ）が位置します。

11番の農地の所在（クヅキ）は、下地共同調理場北側約200メートル右側に位置し、（タケアラ）は、下地小学校南側に位置します。（ハシモト、クヅキ）には今期収穫予定のさとうきびが植えられていました。（タケアラ）はこれから植え付けの準備がされていました。申請人は、長年夫婦でさとうきび栽培を頑張っています。

12番の農地の所在は、下地オホナ集落最初の民家手前南側に位置し、今期収穫予定のさとうきびが植えられていました。申請人は認定農業者であり、葉たばこ栽培をしながらさとうきび栽培も頑張っている意欲ある若い担い手です。

10番委員 受付番号13番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、保良集落から吉野集落向け、中間あたりの交差点を左折し約300メートルに位置し、現在はさとうきび収穫後サブソイラーがかかった状態でした。申請人は農業委員としても頑張っております。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議長 では、11番委員、12番委員、17番委員の入室・着席を認めます。

次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は13件でございます。

まず、受付番号1番から13番までの朗読説明をいたします。

【議案第3号、受付番号1番から13番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、伊良部中学校から佐良浜向け約500メートルの十字路手前左側に位置し、現在はさとうきびの夏植えが植え付けられていました。申請人は、カボチャやさとうきびを栽培

しており、農業機械等も揃っている優良農家です。

- 3 番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、JA おきなわ宮古地区本部から北へ、上水道へ向かう道路との交差点北側に位置し、現在は採草地となっています。申請人は畜産農家で、県の共進会にも出品しています。
- 5 番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、更竹病院から城辺向け約600メートル信号を左折、約600メートル行った2つ目の十字路を左折し約500メートルにある長間給水所右手に位置します。現在は苗床に水まきしている状況でした。規模拡大を図る予定です。
- 11 番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、入江橋手前の大きな交差点をドイツ村方面へ約500メートル行くと山根集落に入ります。左側の大きなマンゴーハウス北側約300メートルに位置します。申請人がこれまでも当地を使用してきましたが、今回所有権移転することになりました。15年以上葉たばこ栽培に従事しております。
- 7 番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、狩俣漁港近くに防風林が植えられています。防風林の中間あたりに入口があり、入ったところに位置しています。申請人はこれまでノニやさとうきびの栽培をしておりますが、周りを防風林に囲まれているということで、ノニ栽培をしていきたいとのことでした。
- 8 番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、大浦集落から東向け約700メートルに位置し、周辺はさとうきび畑が広がっていました。基盤整備が完了しており灌水設備も整っています。申請人は以前から兼業でさとうきび栽培をしております、農機具等も所有しており規模拡大を図る予定です。
- 9 番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、JA 下地支店から南向け、食堂南約200メートルに道路を挟んで位置します。当地はこれまでも申請人が使用してきましたが、今回所有権移転することになりました。申請人はさとうきび栽培、カボチャやオクラの露地栽培、インゲンの施設栽培等頑張っています。家族経営協定も結んでおり優秀な若い担い手です。
- 10 番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、4筆中一番大きな農地（七笠768-1）から説明します。吉野集落入口、保良一吉野基幹道路が横断している角に位置します。その他は、吉野公民館から東向け約300メートルにある最後の民家約100メートルに位置します。いずれも今期収穫予定のさとうきびが植えられていました。申請人は高齢ですが、近所に住む息子夫婦の手伝いもありさとうきび栽培の規模拡大を図る予定です。
- 11 番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在（ヲナトヲ原550-1）は、上野小学校から平良向け約1キロメートル右手にある千代田ハイツから南へ約200メートルに位置し、一部パイプハウスがありカボチャ等の植え付けの準備がされていました。（ナベアマ原509-4、510-2）は、さらに約300メートル南側に位置し、現在は耕起されさとうきびの夏植えの準備がされていました。
- 12 番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、城辺西東集落から東へ約1キロメートルに位置し、現在は牧草地でした。申請人はさとうきび農家で、仲原区の原料員もしており、今後はさとうきび栽培の規模拡大を図る予定です。

16番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、久貝の墓地団地西側出入口から土地改良区に通じる道路から見える牛舎約200メートルに位置し、現在はさとうきびの夏植えがされていました。一帯が赤浜地区土地改良区で全て整備済みです。申請人は以前から当地で小作しており、今回購入することになりました。不在地主の案件です。

18番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、地下ダム資料館北側道路を七又海岸向け約500メートル左側に位置し、現在はすき込みされていました。申請人はハーベスターを所有しており意欲的な若者です。

21番委員 受付番号13番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、西辺小中学校を左に見て約1キロメートル行き左折、約700メートル進み右折、約200メートル進み左折、約300メートル進んだ右手に位置します。現地調査時の前日にさとうきびの植え付けをしたとのこと。周辺農地は全て整備事業済みでさとうきび畑が広がっていました。ロータリー耕されている部分も見受けられました。申請人はハーベスター組合員としても頑張っております。さとうきび栽培の規模拡大を図る予定です。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩します。

休憩 14:40

再開 14:50

議長 再開します。

議長 次に、日程第5議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条第1項の規程による許可申請は14件でございます。
まず、受付番号1番から14番までの説明をいたします。

【議案第4号、受付番号1番から14番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いします。

16番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成29年9月6日に行いました。調査員は18番友利光徳委員、16番私、下地泰斗と野崎会長、事務局から、上地寿男次長、上原みち子主任主事、伊良部哉主任主事の6人で行いました。

始めに9時30分から9時40分まで事務局にて調査内容の説明を受け、5条14件、非農地証明4件、計18件の現地調査を9時50分から15時40分まで行い、16時00分から16時30分まで調査内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。それでは、5条申請、非農地証明願の順に説明いたします。

それでは、受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は来間島西側、現在ホテル建設中の現場に隣接し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地（隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するもので面積が1/3以内）と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

26番委員 資料9ページの図面で見ると、土地改良のなされていない地区と見受けられますが、16ページの下から2段目、その他の欄を見ますと、「この土地改良事業の工事完了の広告で示された工事完了の日以後8年を経過している」とあります。この場所は土地改良がなされているということですか。

事務局 この土地については、土地改良はされています。現場確認の際にスプリンクラーのボックスがあることも確認しています。以前に非農地証明願の案件で申請がありましたが、整備済みの土地を非農地証明するのは好ましくない状況でしたので、関係者と調整し、5条申請するように指導していた案件です。

26番委員 「工事完了日以後8年経過」とありますが、私は12年経過後と記憶しておりました。現地調査をして、開発の必要があれば土地改良後でも、今回の案件のように許可が下りるということを知り大変勉強になりました。以前に、小さい土地ですが整備済みの土地があり、私の勘違いから許可が下りないと判断したことがあります。今後は今回の案件を参考に、申請者の方が不利益を被らないように指導していけたらと思います。

事務局 勘違いしないでいただきたいのですが、土地改良済みの土地全てが転用可能ではないということをご理解ください。今回の案件については、隣接している現在開発中の原野と一体とし、転用許可の例外規定に合致していたため転用許可申請が可能であったということです。基本的には、土地改良済みの土地については、例外規定をクリアできない限り転用は難しいと思います。

26番委員 先程申請者が不利益を被らないように、と申し上げましたが、申請者が具体的に何を目的としているかまでは委員会ではなかなか把握できないところであります。事務局は最初の受付窓口ですから、具体的な内容も把握していると思います。土地改良はされたが、周辺に大規模な原野があることで、今回のように例外的に許可してあげようというのは大変いいことだと思います。ただ、この3年の任期の間に、もしかしたら例外規定に合致していたのに許可を出さなかった案件もあったのではないかと思います。そのことも踏まえて今後はもっと慎重に吟味していただくようお願いします。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

16番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古島市立鏡原中学校グラウンドに隣接し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 事務局から、事業計画変更の申請であると説明を受けました。資料20・21ページの登記簿謄本を見ると、転用許可が下りたのは平成27年で、最近です。我々農業委員会は、申請書の内容に基づいて審査し承認するわけですから、事業計画変更の理由書等の添付がなされているかどうかお聞きします。

事務局 事業計画変更を伴う案件については、事業計画変更申請、5条許可申請の順に同時申請となります。長濱委員のご指摘のとおり、今後はきちんと事業計画変更申請書を資料に添付したいと思えます。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

16番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は松ヶ原ゴルフ場北側約400メートルに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、墓地等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 6 番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は平良市内にある越原公民館に隣接し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2 番委員 この案件は、共同住宅兼店舗となっています。建築面積が約104㎡と記載されていますが、小さすぎるのではないかと疑問です。何階建ての建物になるのか説明をお願いします。

事務局 1階部分が店舗、2階から4階部分が共同住宅の4階建てになる予定です。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

1 6 番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古島徳洲会病院に隣接し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2 番委員 参考資料35ページの転用目的(2)の理由の詳細に記載されているテナントがどこなのか、どこの会社の従業員なのか、詳細の説明をお願いします。

事務局 宮古島徳洲会病院の隣にあるマックスバリュ南店になります。現在、クルーズ船入港の際は大型バスをお客様専用駐車場に駐車しておりますが、一般のお客様の買い物時の駐車に支障があるため、店舗裏手にある従業員専用駐車場を拡張して、大型バスの駐車場として利用したい考えです。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

16番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古島徳洲会病院に隣接し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

16番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地・原野等に囲まれた連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

16番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は久松集落西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

16番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は伊良部地区にあるホテルていだの郷南東に位置し、農地の広がりなし、

宅地の広がりなし。農地の区分、ガードレール、原野等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

18番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は伊良部平成の森公園近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、排水路、段差等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 この案件は、登記簿上原野及び塩田、現況畑となっています。私も地元民としてよく通る場所です。現在、畑として使用していたことを隠蔽するかのよう意図的に石が置かれています。地元の方からもおかしいのではないかと相談を受け、自分なりに調査もしましたし、明らかに悪質としかいえない状況でした。現況畑のまま申請すればよかったです。石を置いたことにより問題視されます。私の考えとしましては、顛末書添付なり石の撤去指導をするなりして、来月新たに申請を求めるときと思いますが、皆さんはどう考えますか。

事務局 長濱委員がおっしゃるとおり、確かに石が置かれていました。申請人の意図としましては、おそらく登記簿上原野となっているので、畑ではなく原野として見て欲しかったのかもしれませんが、しかし、ご指摘のとおり顛末書を添付すべきだったと思います。ご了承いただければ、このまま審議していただき、県に進達する際に顛末書を添付したいと思いますが、委員の皆さんが来月の事案にするべきだという判断であれば、申請人にそのように説明したいと思います。

2番委員 顛末書添付は必須だと思いますので、県に進達する際に添付していただいて構いません。ただ、期限を設けて、現在置いてある石の撤去をしてもらうというのが前提です。そうでなければ、ほかの方々への示しがつきません。悪い前例を作らないことも農業委員の業務と考えます。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

9番委員 長濱委員は、地元の方からも相談があったとおっしゃっていますが、その際、どのような対応したのか疑問です。作為に気づいた時点ですぐに農業委員会に報告し、申請が上がる前に事務局や所有者本人も交えて現地調査や協議するなど、指導をする必要があったのではないかと思います。

11番委員 私もこの現場は実際に調査し、さとうきびの収穫後であることを確認しております。しかし、その後に石が置かれていることは知りませんでした。地元の農業委員に地元の方から相談が寄せられたということは、やはり意図的に置いたと判断せざるを得ないと考えます。今回5条申請で共同住宅の建築とありますが、石が置かれたままでは建築は難しいと思いますので、いずれは撤去しなければなりません。しかしながら、現時点で申請人の作為を認めることはできま

せんので、本人に説明、確認を行った上で納得できる内容の顛末書の提出があれば県に進達してもいいのではないかと考えます。

事務局 石の撤去は来月の申請地現場確認日まで、と期限を設けたいと思います。

2番委員 期限内に撤去が終われば県に進達をすることとして、終わらなければ保留し新たに申請をしてもらうことを条件に審議した方がいいと思います。

議長 受付番号10番については、条件付きで採決したいと思いますよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

18番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は佐良浜横嶽団地近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。
農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1種農と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

11番委員 資料69ページの譲渡人名が佐久田元武、議案書の譲渡人名が佐久田榮となっておりますが、説明をお願いします。

事務局 登記簿謄本にあるとおり、佐久田榮さんは亡くなっていますので、佐久田元武さんが相続人となります。相続にかかる書類として資料74ページの遺産分割協議書と資料75ページの家系図を添付しております。

11番委員 議案書の譲渡人名は佐久田榮のままで間違いありませんか。

事務局 現在のところ、まだ相続登記がなされておられませんので、佐久田榮のままで間違いありません。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

18番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は上野宮国地区にあるホテルブリーズベイマリーナに隣接し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、雑種地、原野等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 参考資料77ページの契約の内容について、契約期間が「5年ごとに契約更新」とありますが、更新毎の賃借料の増減等や更新しない場合の現状回復等について契約書に詳細な明記があるかどうか教えてください。

事務局 譲渡人である宮古島ファームは、譲受人である株式会社ユニマツプレシヤスの関連会社ですので特に問題はないと思います。地番974-1（原野）については、上野宮国東里組所有ということで資料87ページ以降に同意書及び契約書等の写しを添付してあります。その他の申請地については、関連企業の所有ということで添付していません。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

4番委員 参考資料77ページの資金調達計画について、所要資金、資金調達19億万円とありますが、訂正をお願いします。

事務局 正しく訂正いたします。すみませんでした。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号13番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

18番委員 受付番号13番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は上野宮国集落西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

18番委員 受付番号14番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は上野新里第3団地に隣接し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

4番委員 譲受人の方の職業について、議案書には「会社役員」とありますが、参考資料101ページには「会社各員」とあります。整合性の説明をお願いします。

事務局 こちらはいずれも「会社員」の間違いです。正しく訂正します。すみませんでした。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第5議案第4号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第6議案第5号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願は4件でございます。
まず、受付番号1番から4番までの説明をいたします。
【議案第5号、受付番号1番から4番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

18番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、競売の案件で買受適格証明書は不要であることから、非農地相当であると判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

18番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。

申請地は、伊良部佐良浜集落内に位置し、周辺を宅地等に囲まれていて、さらに道路から2メートル程の段差がある窪地で、農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

18番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、下崎集落の砂山ビーチ入口近くに位置し、周辺を宅地等に囲まれていて、面積も231㎡と小さく機械作業には不向きで、農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

18番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、砂川地区友利集落のインギャービーチ近くに位置し、申請地を含む一帯が原野化しており、農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第6議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

議長 以上で、本日の議案・報告の審議は全て終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手でお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

9番委員 今回の農業委員会に関する法律の改正に伴い、選任された農業委員の皆様おめでとうございます。今後の活躍を期待いたします。これまで、全国規模で「女性農業委員を増やそう」を合言葉に、女性農業委員の登用を推進してきました。宮古島市でも改正に伴い女性登用に特段の配慮がなされることを期待しておりましたが、1名の選任という結果は大変残念に思います。3年後の選出の際は複数名の女性農業委員が選任されることを切に願います。ありがとうございました。

議長 ほかに発言があればこれを許します。

(発言なしの声あり)

議長 発言がないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成29年第9回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 16:06

平成29年9月22日

会 長 野崎 達男

16番委員 下地 泰斗

17番委員 玉元 正助